

# 国民健康保険に加入される方へ

## ★ 国民健康保険に加入する

**手続きの期日** 資格喪失日より2週間以内（喪失日前のお手続きはできません）

### 手続きに必要な書類

- 1 社会保険資格喪失証明書（任意継続されていた方は、任意継続資格喪失証明書）  
※退職証明・離職票・雇用保険受給資格者証では、国民健康保険の加入手続きはできません。
- 2 本人確認できるもの  
※免許証等の顔写真付きの本人確認がない場合、保険証は簡易書留で郵送になります。
- 3 年金手帳（60歳以上の方は不要）
- 4 各種医療証（障がい者医療・自立支援医療・子ども医療・ひとり親医療など）
- 5 保険料の口座引き落とし希望の場合、口座番号のわかるものと金融機関の届出印

※ 念のため認印（朱肉で押すもの）をご持参ください。

※ 代理人の方がお越しの場合は、別途委任状と代理人の方の本人確認書類が必要です。

## ★ 任意継続する

社会保険の任意継続の手続きも可能です（喪失した日から20日以内の場合）

☆退職後も最長2年間は社会保険を継続することができます。

保険料は会社の負担も含めて個人負担となりますが、保険料の限度額があります。

詳しくは、全国健康保険協会大阪支部または各健康保険組合までお問い合わせ下さい。

### 全国健康保険協会大阪支部

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-1 1-7 信濃橋三井ビル 6階

受付時間 午前8:30～午後5:15 TEL06-7711-4300（代表）

### <健康保険の加入について>

